

交通事故の被害者と その家族のために

あきたけんけいさつ

■ ■ ■ ■ ■ は じ め に ■ ■ ■ ■ ■

このパンフレットは、交通事故の被害者やその家族の方に

- 警察の支援制度とはどのようなものか。
- 警察が被害者やその家族の方にお問い合わせすることは何か。
- 事故の加害者はどのような手続で処罰されるのか。
- 自動車の保険制度はどのようなものか。

などをお知らせし、皆さんの手助けとさせていただくものです。

少しでも皆さんのお役に立てば幸いです。

いつでもお気軽にご相談ください

担当者は

警察署交通課・高速道路交通警察隊

氏 名

電 話

です。

目 次



1	警察等からの支援などはあるのですか	1
	～支援と連絡の制度～	
2	加害者はどのように処罰されるのですか	4
	～捜査開始から処分決定までの流れ～	
3	自動車保険などについて教えてください	10
	～補償と保険の制度～	
4	援助や救済制度はあるのですか	13
	～援助や救済の内容～	
5	警察以外の相談窓口はあるのですか	16
	～関係機関からのアドバイスとカウンセリングの機関～	
6	各種相談機関等のご案内	19
	～本文でご紹介した各種相談機関等の一覧表～	

■ 警察等からの支援などはあるのですか

警察では、交通死亡事故・重傷交通事故・ひき逃げ事故など重大な交通事故の被害者やその家族の方（このパンフレットでは、以下「被害者等」と記載します。）を支援するために、警察職員の付添い、情報の提供、相談窓口の設置などを行っています。

被害者支援員制度

交通事故が発生して間がない、精神的に動揺されている被害者等を支援するために、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者等への付添い、各種相談の受理などの支援活動を行っています。

被害者連絡制度

被害者等は、交通事故の捜査はどうなっているのか、加害者は捕まったのか、加害者の刑事処分はどうなったのかなどについて、大きな関心を持っておられると思います。

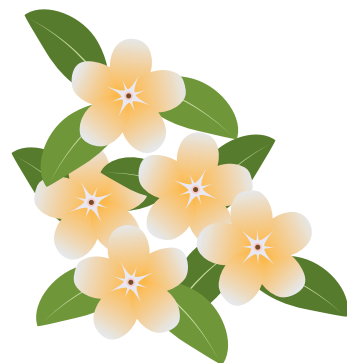
警察では、このような関心に応えるために、重大な交通事故事件等について、交通事故を担当した捜査員等が被害者等に対し、次のような情報を提供する制度を運用しています。

交通事故の相手方に関すること

- 加害者の住所、氏名・年齢等
- 交通事故の発生日時、場所
- 捜査状況

交通事故の相手方の刑事処分に関すること

加害者の検挙状況
加害者の処分状況
送致先検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、起訴された裁判所



その他・行政処分内容及び結果などについて

被害者等の中には、交通事故のことを思い出したくないので何も連絡しないでほしいという方もおられると思います。

そのような方は、担当捜査員等にその旨、お知らせください。

行政処分に関すること

警察では、交通死亡事故やひき逃げ事故等の被害者等から、行政処分の結果などについて、お問い合わせいただければ、情報提供を行っています。

●各警察署又は高速道路交通警察隊

●秋田県警察運転免許センター

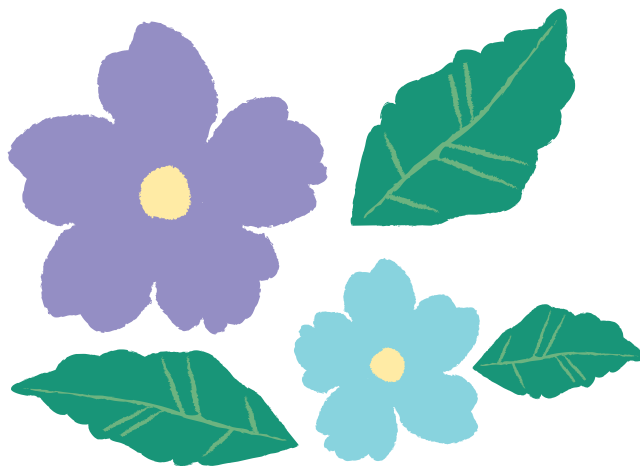
018-824-3822（行政処分係）

カウンセリングに関すること

交通事故等により大きな精神的被害を受けた被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

●秋田県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

018-863-1111



警察の相談窓口

警察では、専門的な立場から被害者等の相談に乗るなどの支援活動も行っています。その窓口を紹介しますので、参考にしてください。

① 警察総合相談電話(各種の警察相談の受付)

● 県民安全相談センター

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部内
 相談電話 018-864-9110 (#9110)
 警察本部 018-863-1111
 ホームページ <http://www.police.pref.akita.jp>



② 交通事故に関する相談窓口

● 最寄りの警察署

警察署名	所在地	代表電話
鹿角警察署	〒018-5201 鹿角市花輪字向畑100	0186-23-3321
大館警察署	〒017-0864 大館市根下戸新町1-70	0186-42-4111
北秋田警察署	〒018-3331 北秋田市鷹巣字下家下1	0186-62-1245
能代警察署	〒016-0811 能代市日吉町1-24	0185-52-4311
五城目警察署	〒018-1721 南秋田郡五城目町字七倉178-4	018-852-4100
男鹿警察署	〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1-4	0185-23-2233
秋田臨港警察署	〒011-0945 秋田市土崎港西三丁目1-8	018-845-0141
秋田中央警察署	〒010-0875 秋田市千秋明德町1-9	018-835-1111
秋田東警察署	〒010-1407 秋田市上北手百崎字内山60-2	018-825-5110
由利本荘警察署	〒015-0817 由利本荘市中町27	0184-23-4111
にかほ警察署	〒018-0124 にかほ市象潟町字入道島15-8	0184-43-2935
大仙警察署	〒014-0063 大仙市大曲日の出町一丁目1-30	0187-63-3355
仙北警察署	〒014-0378 仙北市角館町西野川原34-6	0187-53-2111
横手警察署	〒013-0043 横手市安田字越廻71	0182-32-2250
湯沢警察署	〒012-0857 湯沢市千石町一丁目3-5	0183-73-2127

■ 警察以外の機関による支援や連絡制度について教えてください

警察以外の機関が行っている支援制度には、次のようなものがあります。

検察庁における被害者支援員制度

被害者等の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者等の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。

■ 加害者はどのように処罰されるのですか

交通事故が発生した場合は、次のような流れで加害者を処罰します。

捜 査

捜査とは、証拠を集めることにより犯人を特定し、事実関係を明らかにして事件を解決し、犯人を処罰するために行う活動をいいます。

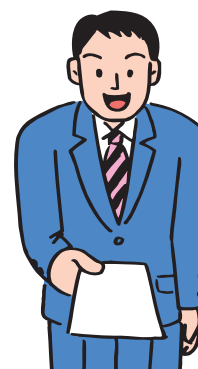
警察では、交通事故が発生した場合、次のような捜査を行います。

事情聴取

交通事故に遭われた状況や交通事故の届出をした状況などについて、担当の警察官が詳しくお聞きします。

供述調書を作成することもあります。

被害者等にとっては、思い出したくないこと、言いたくないことなどがあるかと思いますが、事情聴取は交通事故の原因究明と加害者の特定に欠くことができないもので、詳しいことが分かるほど、早期の事件解決につながりますのでご協力をお願いします。



実況見分

実況見分とは、警察官が

- 交通事故の現場
- 被害者が着ていた服や事故車両

などの状況について詳しく調べて、交通事故の状況や原因を明らかにするものです。

被害者等には、実況見分に立ち会っていただくことがあります。また、交通事故の発生当時に被害者の方が着ていた服などは、事件解決につながる証拠品として提出していただくこともあります。

これは、公判において重要な証拠となります。



事件送致

警察では、捜査に基づいて加害者を犯人であると認めた場合（この場合の加害者を「被疑者」と呼びます。）は、次のような方法により、証拠とともに被疑者を検察官に送ります。これを事件送致といいます。

被疑者を逮捕した場合

- 捜査のため必要がある場合は、被疑者を逮捕し、身柄を拘束した時から48時間以内に関係書類と証拠品などとともに、検察官に送致します。
- 検察官は、必要があると認めた場合は、送致を受けた時から24時間以内に、裁判官に対して被疑者の勾留を請求します。
- 継続して被疑者の身柄を拘束する必要がある場合は、最長20日間被疑者を勾留することもあります。

被疑者を逮捕しない場合

- 被疑者を逮捕しないで、任意で捜査を行った場合は、取調べなどの捜査を行ったのち、関係書類と証拠品を検察官に送致します。



起 訴

検察官は、送致された証拠などに基づいて、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

- 裁判にかける場合を「起訴」
- 裁判にかけない場合を「不起訴」

と言います。

また、起訴には

- 公開の裁判を請求する「公判請求」
- 書面審理により罰金や料金を命じる裁判を請求する「略式請求」等

とがあります(被疑者は起訴されると「被告人」と呼ばれます。)

※ 起訴、不起訴の判断に必要がある場合等には、検察官が被害者等から事情を聞きますので、ご理解ください。

※ 不起訴となった場合は、地方裁判所と主な地方裁判所支部にある検察審査会に審査の申立てができます。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。



公 判 等

公判では、裁判官が証拠による審理を行い判決を下します。

被害者等には、刑事裁判において、証人等として証言等していただくことがあります。裁判では、被害者等を保護するために、次のような制度が定められています。



- 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- 被害者等が、被告人や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他、次のような制度があります。

- 第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- 被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 被害者等の申出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、配慮がされます。
- 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起こさなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。

○ 検察庁で冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

○ 被害者参加制度

危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等の被害者等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対し質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

○ 被害者国選弁護制度

被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から3か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（150万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。

○ 損害賠償命令制度

危険運転致死傷等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。

この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。

なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。



また、少年による事件の被害者等には、次のような制度があります。

- 被害者等は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます。
- 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や意見を述べることができます。
- 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、過失運転致死傷罪等（加害者の年齢が事件当時、12歳以上の場合に限られます。また、いずれも傷害の事案にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等は、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができます。
- 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問い合わせください。

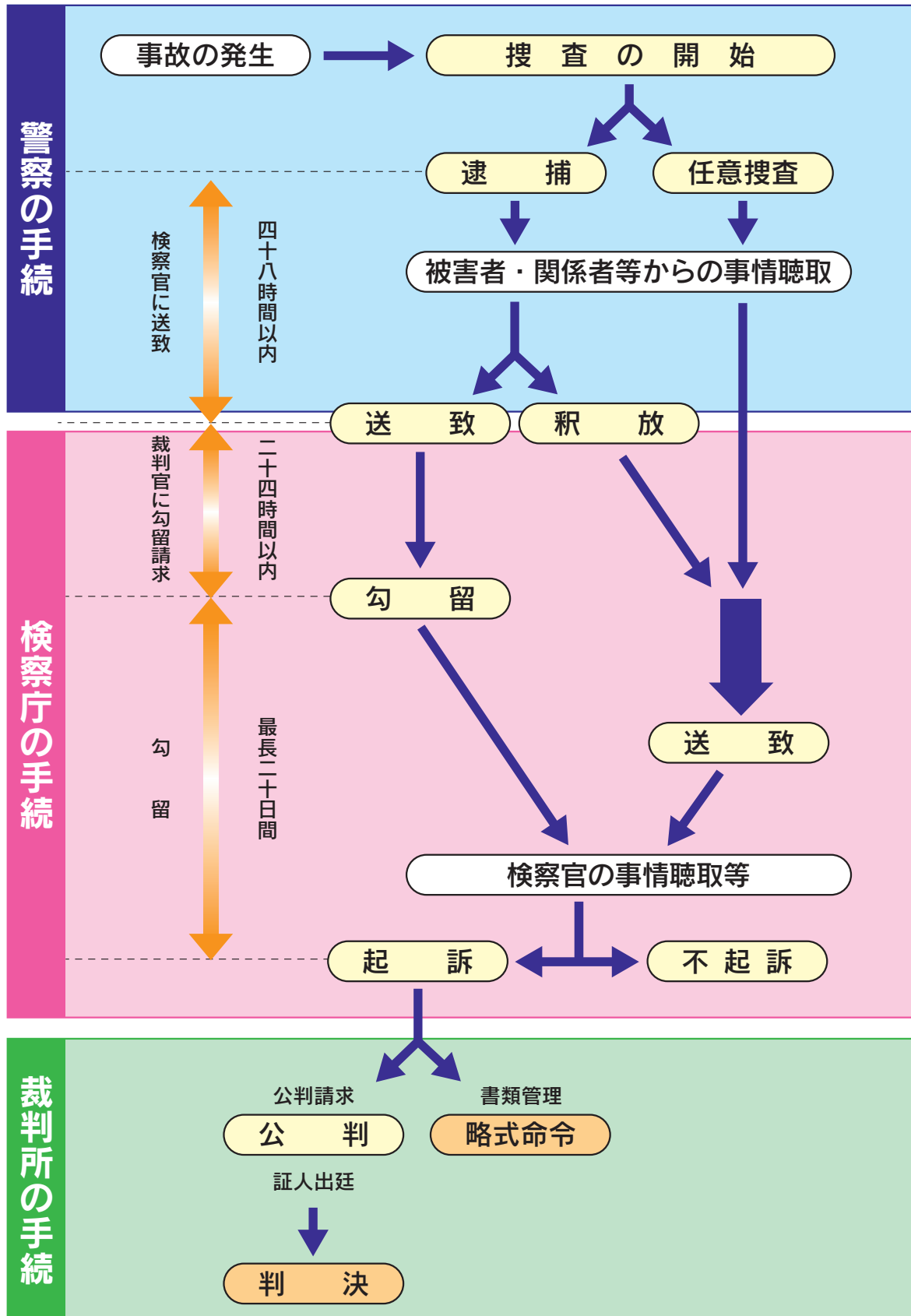
更生保護において利用できる主な制度

加害者の更生保護について、次のような意見を述べる制度があります。

- 加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。
- 心情等伝達制度
加害者が保護観察となった場合、被害者等の方の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

刑事手続の流れ図



※ 犯人が少年（20歳未満）のときは、少年審判手続きなどによる場合があり、これらの手続きとは違いがあります。

■ 自動車保険などについて教えてください

交通事故の被害者等への保障制度は、次のようになっています。

自賠責保険と任意保険

自動車保険には、強制保険と呼ばれている自賠責保険（自動車損害賠償責任保険、共済を含む。）と任意保険（共済を含む。）があり

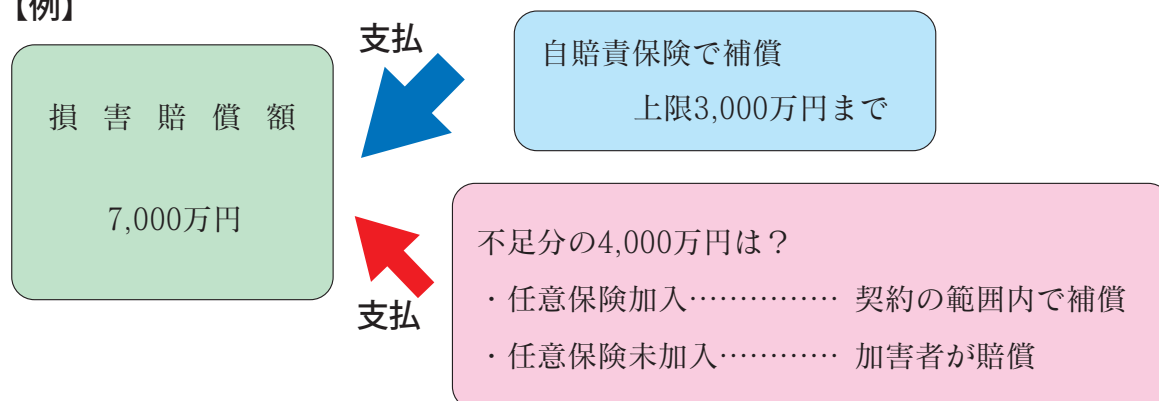
- 自賠責保険は、交通事故による被害者等の保護を図る目的で、車1台ごとに加入を義務付けられている保険
- 任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を補償する保険で、次のようになっています。

自 賠 責 保 険			任 意 保 険
加入しなければならない(義務)		加 入	任 意
人身損害のみ		対 象	人身損害と物損
死 亡	3,000万円	支払い 限度額	保険契約の限度額までの補償
傷 害	120万円		
後遺障害	75万～4,000万円 (16区分の障害等級による)		

人身損害の場合は、基本的に自賠責保険から補償され、損害賠償額が限度額を上回ったときは、上回っている分は任意保険により補償されることとなります。

例えば、死亡事故で損害賠償額が7,000万円となった場合、自賠責保険で上限3,000万円が補償（てん補）され、不足分の4,000万円は加害者側が加入の任意保険や被害者が加入の人身傷害保険等によりその全額又は一部が補償されます。これらによっても補償額が損害賠償額に満たない場合や、関係者がこれらの保険に未加入の場合は、加害者自身が賠償することとなります。

【例】



自 賠 責 保 険

1 自賠責保険の請求

加害者又は被害者が、損害保険会社（組合を含む。）に対して、交通事故証明書、診断書等の必要書類を提出して損害賠償額の支払いを請求します。

(1) 被害者請求

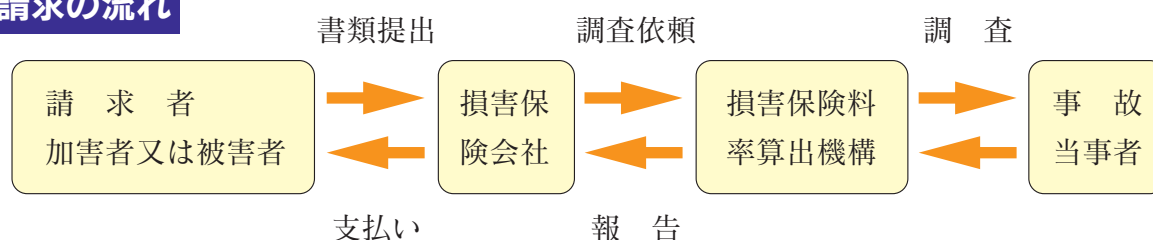
被害者等から直接、事故を起こした自動車について契約を締結している損害保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求できます。

(2) 被害者請求

損害賠償金を支払った運転者又は自動車の所有者から、契約を締結している損害保険会社に対して保険金を請求できます。

なお、総損害額の確定前であっても、被害者は医療機関へ治療費等を支払った都度、加害者は被害者へ賠償した都度、限度額の範囲内で何度でも損害保険会社に対して保険金を請求することができます。

保険請求の流れ



2 仮渡金（かりわたしきん）制度

被害者等が交通事故によって生活に困ることのないよう、示談が成立する前において、当座の出費に充てるために、仮渡金を損害保険会社に請求することができます。

※ 請求の具体的な手続については、損害保険会社にお問い合わせください。

3 請求できる期間

請求区分	いつから	いつまでに
傷 害	治療を終えた日	事故発生から3年以内
後遺障害	症 状 固 定 日	症状固定日から3年以内
死 亡	死 亡 日	死亡日から3年以内

※ 症状固定日とは、症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待できなくなったときを言い、医師により判断されます。

自賠責保険（共済）請求 提出書類一覧表

必 要 書 類	加 害 者 請 求			被 害 者 請 求				
	死亡	後遺障害	傷害	死亡	後遺障害	傷害	仮渡金	
保険金(共済)・損害賠償額・仮渡金支払請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
交通事故証明書(人身事故)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事故発生状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書または死体検案書(死亡診断書)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
診療報酬明細書	◎	○	◎	◎	○	◎		
通院交通費明細書	◎		◎	◎		◎		
付添看護自認書または看護料領収書	○		○	○		○		
休業損害証明書または確定申告書(控え)など	○	○	○	○	○	○		
加害者の支払を証する領収書	◎	◎	◎					
示談書(示談成立の場合)	○	○	○					
請求者の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
委任状及び委任者の印鑑証明(第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本	◎			◎			◎	
後遺障害診断書		◎			◎			
レントゲン写真等	○	○	○	○	○	○		

◎印は必ず提出、○印は事故の内容によって提出する書類です。

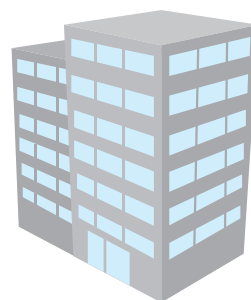
その他の書類も必要に応じて提出していただく場合があります。

任意保険（共済）

保険金請求の具体的な手続については、損害保険会社によって異なりますから、それぞれ加入している損害保険会社にお問い合わせ下さい。



事故後速やかに連絡



自動車損害賠償保障事業

次のような人身事故については、自賠責保険から救済が受けられません。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。



自動車損害賠償保障事業とは、このような場合などに、政府が自動車損害賠償保障法に基づいて被害者等の救済を図るため、損害をてん補する制度です。

請求方法や必要な書類などの詳しいことは、損害保険会社などにお尋ねください。

その他の賠償請求

自動車による人身事故の損害賠償責任については、自動車損害賠償保障法第3条に定めがあり、被害者等は、加害者本人のほかに、自動車の所有者に対して財産的損害、精神的損害の賠償請求を行うことができます。

■ 援助や救済制度はあるのですか

交通事故被害者等に対する援助・救済制度には、次のようなものがあります。



1 経済的支援や各種支援・福祉制度

(1) 官公庁が行うもの

名 称	内 容
被害者等の負担の軽減	犯罪により傷害等を負った場合に、次の医療費用等について経費を支給し、被害者等の費用負担を軽減しています。 ・ご家族を亡くされた方～検案書料・遺体搬送費・遺体修復費 ・傷害等を負われた場合～初診料・診断書料 窓口：【警察】
福 祉 制 度	交通事故により父親を亡くしたため母子家庭となった場合に、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付制度があります。 また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている人に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。 窓口：【秋田県福祉事務所、市役所、町村役場】
公営住宅入居に関する優遇制度	交通事故により収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において交通事故が起きたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合などに、公営住宅へ入居する場合、家賃の減額措置等の優遇制度を受けることができます。 窓口：建築住宅センター 各地域振興局

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

(2) 各種援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
自動車事故対策機構	中学卒業までの交通遺児や重度後遺障害者の子弟への生活資金・育成基金の無利子貸付等、下記のような被害者援護事業を行っています。 ① 自動車事故により常時又は随時の介護が必要な重度後遺障害が残った方への介護料給付 ② 自動車事故により重度後遺障害が残った方が病院や福祉施設に短期で入院・入所する費用の助成 ③ 自動車事故による遷延性意識障害者の治療及び養護を行う療護施設の設置・運営 ④ 交通遺児又は重度後遺障害者の子弟への生活資金の貸付 ⑤ 介護に係る相談、交通遺児の生活相談等の受付
交通遺児等育成基金	交通事故で父（母）親を亡くした交通遺児が、自動車事故の損害賠償金等の中から拠出金を払い込んで「交通遺児育成基金制度」に加入すると、これに国と民間協力団体が負担する援助金を加えて安全・確実に運用し、交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金として年4回（3,6,9,12月）一定額が支給されます。加入の相談などは、基金事務局で受け付けています。
道路厚生会	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社の管理する道路で交通事故により死亡された方の遺児で、経済的に修学困難な高校生に対し、修学資金援助を行っています。
日本司法支援センター（法テラス）	被害者等の支援に詳しい弁護士や犯罪被害者支援団体等に関する情報の無料提供や、資力の乏しい方のために、無料法律相談や裁判代理費用、書類作成費用の立替えなどを行います。 また、日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害者等に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせください。

2 税法上の救済制度

交通事故が原因で負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税が減額される「所得控除」が認められる場合があります。

所得控除には、次のようなものがあります。

名 称	内 容
医 療 費 控 除	支払った医療費（その医療費を補てんするために支払いを受けた保険金等を除く。）の金額（一定額を超える部分に限る。）が控除されるもの。
障 害 者 控 除	障害者の方、扶養親族等が障害者である方に対して控除が認められるもの。
寡婦（寡夫）控除	夫と死別した妻（寡婦）又は妻と死別した一定の夫（寡夫）の方等に控除額が認められるもの。

※ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。



■ 警察以外の相談窓口はあるのですか

警察以外の官公庁や公的機関、その他各種の機関でも、次のような相談窓口の開設やカウンセリングなどの支援活動を行っています。

各種相談窓口

名 称	内 容
秋田県の交通事故相談所	◇ 秋田県生活センター 示談の仕方、賠償額の算定、自賠責保険の請求手続き、賠償責任等に関する相談
交通事故紛争処理センター	交通事故による被害者救済のために、和解の斡旋や法律相談を嘱託弁護士が行っています。 窓口：本部は東京に、支部は札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各市にあります。
日弁連交通事故相談センター	自動車事故における過失割合や保険金の支払についてのトラブルに関する法律相談、損害賠償の交渉に関する示談のあっ旋、脳損傷による高次脳機能障害に関する相談を無料で受け付けております。 窓口：本部は東京に、相談所は全国152か所に開設
秋田地方検察庁被害者ホットライン	犯罪によって被害を受けた方やご遺族の方に対する配慮と保護のため、検察庁が設けた各種相談窓口です。
自動車保険請求に関する相談所	自賠責保険などの自動車保険に関する相談を受け付けております。 ◇損害保険料率算出機構 ◇日本損害協会そんぽADRセンター ◇自賠責保険・共済紛争処理機構
損害保険会社の交通事故相談所	各損害保険会社の本店・支店・営業所内にあります。

※ 詳しいことは関係する機関等にお問い合わせ下さい。

カウンセリング

被害者等の中には、交通事故により強いショックを受け、不安でたまらなくなったり、気持ちをうまくコントロールできなくなったりする症状に悩まされる方がいます。

このような方を支援するために、電話や面接によるカウンセリングを行う次のような機関がありますので参考にして下さい。

警察以外の相談窓口はあるのですか

警察本部には、カウンセリングに応じる臨床心理士がおります。詳細は、事故担当警察官にお尋ねください。



相談機関（カウンセリングを含む）

○ 秋田県精神保健福祉センター

秋田市中通二丁目1番51号明德館ビル1階

電話：018-831-3946

相談電話「こころの電話」：018-831-3939

- ・こころの電話相談(専任相談員による電話相談)
- ・専門電話相談(保健士や心理職の専門スタッフによる電話相談)
- ・一般面接相談(保健士や心理職の専門スタッフによる相談)
- ・医学相談(精神科医師による専門相談)

等を行っています。

○ 秋田県児童相談所

北(大館市)、中央(秋田市)、南(横手市)

育児、非行、心身障害、性格上の問題、情緒不安定、いじめ、虐待などに関する相談を行っています。

○ 秋田県福祉相談センター

秋田市中通二丁目1-51

電話：018-831-2940

高齢の方、障害のある方、児童・女性の方の福祉、心の健康に関するさまざまな相談を行っています。

○ 県内各保健所

大館、北秋田、能代、秋田中央、由利本荘、大仙、横手、湯沢

秋田市保健センター

心と体に関する一般健康相談や専門医による相談を行っています。

○ **特定非営利活動法人 秋田いのちの電話**

電話：０１８－８６５－４３４３

ボランティア相談員によるさまざまな心の悩みに関する相談を行っています。

公益社団法人 秋田被害者支援センター

犯罪や交通事故などの被害による心の痛み悩む方々の「サポート」として設立された民間団体です。支援員や弁護士、医師、心理学者、臨床心理士などの専門家による対応と希望に応じて、直接支援員による病院、法廷への付き添いなど、直接的な支援を行います。



■ 各種相談機関等のご案内

1 官公庁が行う福祉制度関係

名称・所在地・電話番号等	相談方法・日時等	業務内容等
【県福祉事務所】 ・ 北 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1 北秋田地域振興局大館福祉環境部内 代表電話 0186-52-3951 ・ 山本 〒016-0815 能代市御指南町1-10 山本地域振興局福祉環境部内 代表電話 0185-52-5105 ・ 中央 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1 秋田地域振興局福祉環境部内 代表電話 018-855-5171 ・ 南 〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46 平鹿地域振興局福祉環境部内 代表電話 0182-32-3294	○電話、面接 月～金 8:30～17:15 ※秋田市のみ 8:30～19:00 (祝日、年末年始を除く)	○生活保護に関する相談 ○母子家庭の福祉資金の相談など
【市福祉事務所】 ・ 鹿角市 〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50 代表電話 0186-30-0236 ・ 大館市 〒017-0897 大館市字三の丸103-4 代表電話 0186-43-7051 ・ 北秋田市 〒018-3392 北秋田市花園町19-1 代表電話 0186-62-1113 ・ 能代市 〒016-8501 能代市上町1-3 代表電話 0185-52-2111 ・ 男鹿市 〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1 代表電話 0185-24-9118 ・ 潟上市 〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226-1 代表電話 018-853-5314 ・ 秋田市 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 代表電話 018-866-2096		

2 各種援助・救済機関が行う福祉制度

名称・所在地・電話番号等	相談方法・日時等	業務内容等
【自動車事故対策機構秋田支所】 ・〒010-0962 秋田市八橋大畑二丁目12-53 秋田県自動車会館内 代表電話　018-863-5875 ホームページ　http://www.nasva.go.jp ・東京本部 代表電話　03-5608-7560	○電話、面接（相談無料） 月～金、第3土曜日 8:30～17:10 （祝日、年末年始を除く）	○生活資金貸付制度 ・交通遺児等貸付（中学校終了前の児童） ・不履行判決等貸付 ・後遺障害保険金（共済金）一部立替貸付 ・政府保障事業の補償金一部立替貸付 ○重度後遺障害者介護料支給制度
【交通遺児育成基金】 ・〒102-0083 東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル7階 代表電話　03-5212-4511 フリーダイヤル　0120-16-3611 ホームページ　http://www.kotsuiji.or.jp	○電話、窓口受付 月～金　10:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○交通遺児（13歳未満）への年金方式による（満19歳に達するまで）定期的な育成給付金支給
【交通遺児育英会】 ・〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6-1 平河町ビル3階 代表電話　03-3556-0771 フリーダイヤル　0120-52-1286（奨学課） ホームページ　http://www.kotsuiji.com	○電話受付 月～金　9:00～17:30 （祝日、会休業日を除く）	○交通遺児等（高校生以上）への奨学金などの貸与
【自動車事故被害者援護財団】 ・〒102-0083 東京都千代田区麴町六丁目1-25 上智麴町ビル 代表電話　03-3237-0158 ホームページ　http://www.jikohigai.org	○電話、窓口受付 月～金　9:00～17:30 （祝日、年末年始を除く）	○生活資金等の支給 ・越年資金 ・入学支度金（小学校又は中学校入学の場合） ・就職支度金（中学卒業時に就職する場合） ○緊急時見舞金 ○緊急一時貸付（無利子）
【道路厚生会】 ・〒102-0084 東京都千代田区二番町3-4 麴町御幸ビル4階 電話　03-3288-8393 ホームページ　http://www.douro-kouseikai.org	○電話、窓口受付 月～金　9:30～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○交通遺児修学資金援助事業
【日本司法支援センター秋田地方事務所】 ・〒010-0001 秋田市中通五丁目1-51 北都銀行本店別館6階 扶助専用電話　050-3383-5550	○電話、窓口受付 月～金　9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○無料法律相談 ○裁判代理費用・書類作成費用の立替えなど

3 税法上の救済制度

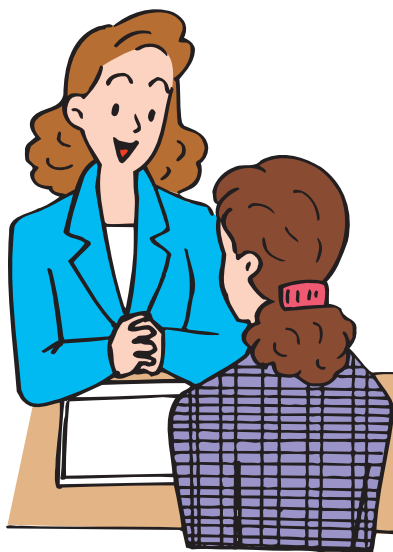
名称・所在地・電話番号等	相談方法・日時等	業務内容等
【各税務署】 ・大館 〒017-8686 大館市赤館町2-16 代表電話 0186-42-0671	○電話、面接（無料相談） 月～金 8:30～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○医療費控除 ○障害者控除 ○寡婦（寡夫）控除
・能代 〒016-8601 能代市末広町4-20 能代合同庁舎 代表電話 0185-52-6111		
・秋田北 〒011-8577 秋田市土崎港中央六丁目9-13 代表電話 018-845-1161		
・秋田南 〒010-8622 秋田市中通五丁目5-2 代表電話 018-832-4121		
・本荘 〒015-8622 由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎 代表電話 0184-22-2335		
・大曲 〒014-8611 大仙市大曲上栄町9-4 代表電話 0187-62-2191		
・横手 〒013-8504 横手市旭川一丁目5-8 代表電話 0182-32-6090		
・湯沢 〒012-8502 湯沢市大工町2-32 代表電話 0183-73-5100		
【仙台国税局税務相談室秋田南分室】 ・〒010-8622 秋田市中通五丁目5-2 代表電話 018-833-3044 【国税庁ホームページ】 http://www.nta.go.jp		



4 警察以外の相談窓口

名称・所在地・電話番号等	相談方法・日時等	業務内容等
【秋田県生活センター】 〒010-0001 秋田市中通二丁目3-8 アトリオン7階 電話 018-836-7804	○電話、面接（相談無料） 月～金 9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○示談の仕方、賠償額の算定、自賠責保険の請求手続き、賠償責任等に関する相談
【秋田県犯罪被害者支援連絡協議会】 ・事務局 秋田県警察本部 警務課犯罪被害者支援室 〒010-0951 秋田市山王四丁目1-5 代表電話 018-863-1111 ホームページ http://www.police.pref.akita.jp	○電話受付 月～金 8:30～17:00 夜間休日は当直が対応	○犯罪により不慮の死を遂げた方の遺族、障害が残る方、重大な負傷や疾病を受けた方への支援 ○犯罪被害者給付制度
【交通事故紛争処理センター仙台支部】 ・〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 タワービルディング11階 代表電話 022-263-7231 ホームページ http://www.jcstad.or.jp	○電話、窓口受付 月～金 9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く） ※面接相談、和解のあっせんを希望する場合は、事前電話予約が必要	○損害賠償の紛争に関する相談、和解のあっせん、審査（無料）
【日弁連交通事故相談センター秋田相談所】 ・〒010-0951 秋田市山王六丁目2-7 秋田弁護士会館内 代表電話 018-896-5599 ホームページ http://www.n-tacc.or.jp	○面接相談（無料・要予約） 水、金 9:30～12:00 （祝日、年末年始を除く） ※電話による予約受付 月～金 9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○面接相談 ただし、秋田相談所では、示談のあっせん、審査業務は行っておりません。
※参考 電話相談も行っている相談所 【東京相談所ほか全国3箇所】 （常設） ・〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目1-3 弁護士会館3階 専用電話 03-3581-1770	○電話相談及び面談予約 月～金 10:30～12:30 13:00～15:30 （祝日、年末年始を除く） ○面接相談（無料・要予約） 月～金 9:30～15:00 （祝日、年末年始を除く）	
【仙台相談所ほか全国7箇所】 （毎月10日。ただし10日が平日でない場合は休日あけの平日） ・〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目9-18 弁護士会館内 専用電話 022-223-2383 ホームページ http://www.n-tacc.or.jp	○面接相談（無料・要予約） 月～金 10:00～15:00 （祝日、年末年始を除く） ○電話予約受付 月～金 9:00～12:00 （祝日、年末年始を除く）	
【損害保険料率算出機構】 ・〒163-1029 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー28階・29階 電話 03-6758-1300 フリーダイヤル 0120-91-1281	○電話相談（通話無料） 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）	

名称・所在地・電話番号等	相談方法・日時等	業務内容等
【日本損害保険協会そんぽADRセンター東北】 ・〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル9階 代表電話 022-745-1171 ナビダイヤル 0570-022808	○電話相談 月～金 9:15～12:00 13:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○損害保険全般に関する相談
【自賠責保険・共済紛争処理機構】 ・〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階 代表電話 03-5296-5033 フリーダイヤル 0120-159-700 ホームページ http://www.jibai-adr.or.jp	○電話、窓口受付 月～金 10:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○自賠責保険金または共済金の支払に係る紛争の無料調停
【秋田地方検察庁】 ・〒010-0951 秋田市山王七丁目1-2 秋田地方法務合同庁舎内 専用電話(兼)FAX 018-862-5572	○電話相談 月～金 9:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○犯罪被害者支援ホットライン ・司法手続き等に関する各種相談



5 カウンセリング等の相談機関

名称・所在地・電話番号等	相談方法・日時等	業務内容等
【県精神保健福祉センター】 ・〒010-0001 秋田市中通二丁目1-51 明德館ビル1階 代表電話 018-831-3946 こころの電話相談 018-831-3939	○電話相談 月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 （祝日、年末年始を除く） ○一般面接相談 （無料・要予約） 月～金 9:00～16:00 （祝日、年末年始を除く） ○医学相談(無料・要予約) 月2回実施 （祝日、年末年始を除く）	○こころの電話相談等 ○専門電話相談 ○一般面接相談 ○医学相談
【児童相談所】 ・北 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1 北秋田地域振興局大館福祉環境部内 代表電話 0186-52-3956	○電話、面接（相談無料） 月～金 8:30～17:00 （祝日、年末年始を除く）	○育児、非行、心身障害、性格上の問題、情緒不安定、いじめ、虐待などに関する相談
・中央 〒010-1602 秋田市新屋下川原町1-1 代表電話 018-862-7311 子ども・家庭110番 フリーダイヤル 0120-42-4152	○電話相談 月～土 8:30～20:00 日・祝日 8:30～19:00 ○面接相談（無料・要予約） 月～金 8:30～17:00	
・南 〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46 平鹿地域振興局福祉環境部内 代表電話 0182-32-0500	○電話、面接（相談無料） 月～金 8:30～17:00 （祝日、年末年始を除く）	
【県福祉相談センター】 ・〒010-0001 秋田市中通二丁目1-51 明德館ビル 代表電話 018-831-2301 相談専用電話 018-831-2940 F A X 018-831-2303 メー ル fukushi@pref.akita.lg.jp	○電話、面接（相談無料） 月～金 8:30～19:00 土・日・祝日 10:00～18:30 （年末年始を除く） ※手紙、FAX、メールによる相談も可	○心の健康に関する相談など
【各保健所】 ・大館 〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1 北秋田振興局大館福祉環境部 代表電話 0186-52-3955	○電話相談 月～金 8:30～17:15 （祝日、年末年始を除く）	○心と体に関する一般健康相談
・北秋田 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1 北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部 代表電話 0186-62-1165		

名称・所在地・電話番号等	相談方法・日時等	業務内容等
・能代 〒016-0815 能代市御指南町1-10 山本地域振興局福祉環境部 代表電話 0185-55-8023	○電話相談 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) ○専門医による相談 第4火曜日	○心と体に関する一般健康相談 ○専門医による相談 (無料・要予約)
・秋田中央 〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1 秋田地域振興局福祉環境部 代表電話 018-855-5171	○電話相談 月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く) ○専門医による相談 第2,3,4(火) 13:00～15:00	
・由利本荘 〒015-0885 由利本荘市水林408 由利地域振興局福祉環境部 代表電話 0184-22-4120	○電話相談 月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く) ○専門医による相談 第1,3(金)13:00～15:00	
・大仙 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62 仙北地域振興局福祉環境部 代表電話 0187-63-3403	○電話相談 月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く) ○専門医による相談 月1回	
・横手 〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46 平鹿地域振興局福祉環境部 代表電話 0182-32-4005	○電話相談 月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く) ○専門医による相談 第2,4(水)13:30～15:00	
・湯沢 〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1-10 雄勝地域振興局福祉環境部 代表電話 0183-73-6155	○電話相談 月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く) ○専門医による相談 第2,4(火)13:30～14:30	
・秋田市 〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8-3 代表電話 018-883-1170	○電話相談 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) ○専門医による相談 第2,4(水)10:30～15:00 ○臨床心理士によるカウンセリング (毎週木曜日)	
【特定非営利活動法人あきたいのちの電話】 ・代表電話 018-865-4343	○電話相談 月～土 12:00～21:00 (年始を除く)	○ボランティア相談員による心の悩みに関する相談
【秋田被害者支援センター】 ・〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館本館4階 代表電話 018-893-5935 フリーダイヤル 0120-62-8010 相談専用電話 018-893-5937 ホームページ http://www.av.s.or.jp	○電話相談 月～金 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く) ○面接(無料相談・要予約)	○専門家による対応 ○病院、法廷への付添など直接支援 ○各種費用等の特別支援 ○自助グループへの支援

※ 内容は、平成28年1月10日現在のものです。各種窓口や電話番号等は、その機関・団体の都合で変更になる場合があります。

